

広島県港湾特別整備事業費特別会計に属する普通財産の貸付け及び譲渡に係る広島県公有財産管理規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十四号

広島県港湾特別整備事業費特別会計に属する普通財産の貸付け及び譲渡に係る広島県公有財産管理規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

広島県港湾特別整備事業費特別会計に属する普通財産の貸付け及び譲渡に係る広島県公有財産管理規則の特例に関する規則（平成十三年広島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第一条（略）	第一条（略） <small>〔連帯保証人の特例〕 第二条 造成地等の貸付けを行う場合の連帯保証人に関する管理規則第三十二条の規定については、同条第一項中「県内」とあるのは「国内」と読み替えるものとする。</small>
第二条・第三条（略）	第三条・第四条（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。